



Japan Tax Update

日本版 CARF(暗号資産等報告枠組み)導入: 暗号資産取引の報告義務とグローバル動向のアップデート

January 2026

In brief

CARF(Crypto-Asset Reporting Framework:暗号資産等報告枠組み)は、非居住者の暗号資産取引情報を取引業者が自国の税務当局に報告し、各国の税務当局間で交換するための国際基準で、2022年にOECDにおいて策定され、承認・公表されました。日本版CARFは2026年に施行され、暗号資産取引の報告義務や顧客の届出義務、罰則規定などを定めています。

- CARFの目的と対象資産: 非居住者の暗号資産取引情報を報告し、キャピタルゲイン課税の透明性を図ります。対象はビットコイン等の暗号資産だけでなく、セキュリティトークンやNFTも含まれます。
- 国際的な枠組みと加盟状況: OECDが標準を策定し、171カ国が加盟するグローバル・フォーラムで実施スケジュールが検討されています。地域別に2027年から2029年にかけて段階的に情報交換が開始されます。
- 日本版CARFの主な内容: 2026年1月1日施行。暗号資産取引の売買や交換などが対象で、顧客は届出書の提出義務があります。取引業者は顧客の税務居住地を確認し、翌年4月30日までに税務当局へ報告する義務があります。

本ニュースレターでは、グローバルでの取り組みとともに、2026年1月1日から導入の日本版CARFについて解説します。

In detail

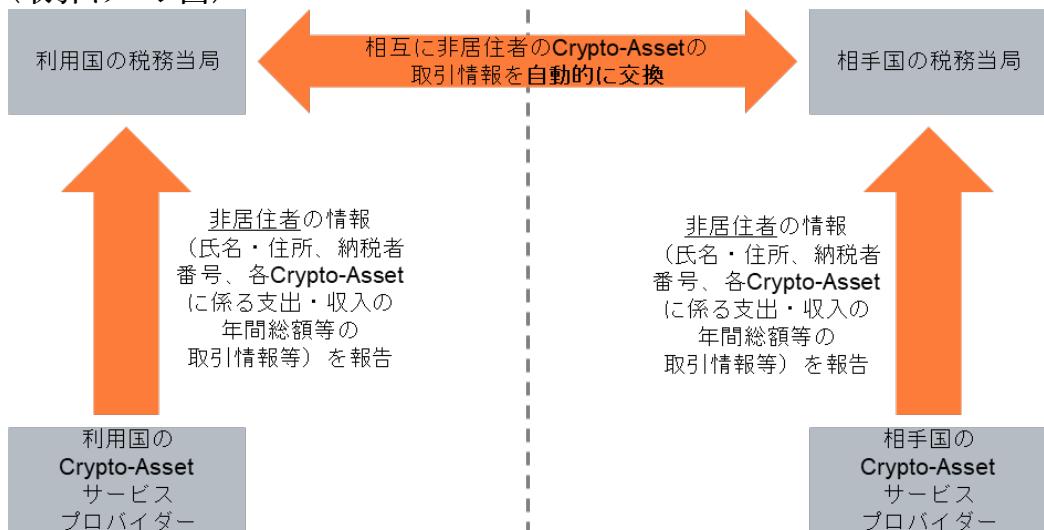
CARFの概要

CARFは、非居住者の暗号資産等に係る取引情報等を、国内の暗号資産取引業者等が税務当局に報告することを義務付ける制度です。租税条約等に基づく情報交換のうち、いわゆる自動的情報交換の一つとして行われます。

事業者に非居住者のCrypto-Asset(暗号資産等)の取引情報等について報告義務を課すことで、キャピタルゲインを把握します(報告対象に残高情報は含まれません)。報告対象となるCrypto-Assetには、典型的な暗号資産(ビットコイン等)だけでなく、トーカン化された金融商品(セキュリティトークン等)やNFT(Non-Fungible Token)等が含まれます。

分散型台帳技術を使用する Crypto-Asset を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、OECDにおいて、Crypto-Asset の取引や移転に関する自動的情報交換の国際標準が策定されました。171カ国が加入する税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム(OECDの関連組織)において、制度の実施スケジュール等(情報交換開始時期を含みます)が検討されています。

(取引イメージ図)



CARFは、税務報告の標準化と暗号資産取引のグローバル透明性向上を目的としたOECDの枠組みであり、顧客のために暗号資産取引を行う団体や個人に適用されます。デューデリジェンス手続きは、既存のAML/KYCおよびCRSの自己認証義務に基づいています。取引データは収集され、照合され、適切に分類され、集計データの正確な報告が保証されます。

CARFの全体像は以下の通りです。

対象となる暗号資産の範囲

- 暗号学的に保護された分散台帳や類似技術に依存して取引の検証とセキュリティを行った価値のデジタル表現
- 除外事項: SEMP、CBDC、支払いや投資目的で使用できないNFTなど

対象企業/個人

- ビジネスとして顧客のために、または顧客のために関連する暗号資産の取引を行うサービスプロバイダー
- ネクサスの決定(一次報告および登録のみ)

再現トランザクション

- 暗号通貨資産から法定通貨への取引
- 暗号資産間取引

デューデリジェンス手続き

- 報告記録の特定
- アカウント分類
- 既存および新規個人・法人口座のデューデリジェンス
- 高リスク座向けの強化措置
- 情報の文書化と定期的な更新

CARFの目標

- 暗号資産の報告基準要件を確立
- 脱税対策や透明性向上への支援

データ収集

データ収集および報告要件

- 識別情報
- 取引の詳細 - 製品やサービスによって変更
- ウォレット情報
- 資産の価値

SEMP: Specified Electronic Money Products

CBDC: Central Bank Digital Currency

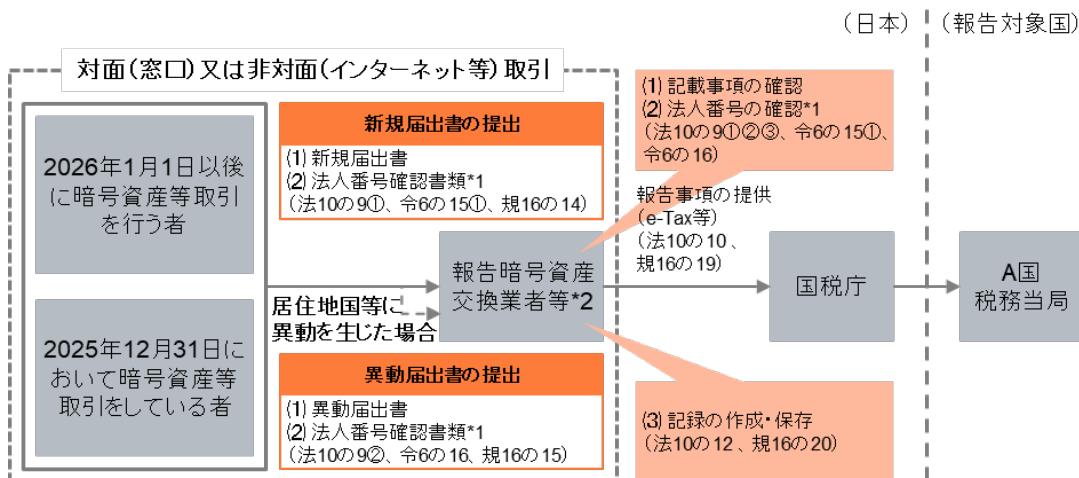
上記は概要的な取扱いであり、日本を含む各国は上記を受けて「国内法」の整備を実施することになります。CARF の国毎の実施予定状況(コミットメント)は年別に以下のように整理されます。コミットしていない国も将来的には国内法が整備されることが期待されています。

地域 / 開始時期	2026 年	2027 年	2028 年	まだコミットしていない国
アメリカ大陸	ブラジル、ケイマン諸島、コロ ンビア	バハマ、バルバドス、ベリー ズ、バミューダ、英領ヴァージ ン諸島、カナダ、コスタリカ、メ キシコ、パナマ、セントビンセン ト・グレナディーン諸島	米国	アルゼンチン、 エルサルバドル
APAC	インドネシア、日本、カザフstan 、韓国、ニュージーランド	オーストラリア、香港(中国)、 マレーシア、モンゴル、フィリピ ン、シンガポール、タイ		インド、ベトナム
EMEA 地区	オーストリア、ベルギー、ブル ガリア、クロアチア、チェコ、デ ンマーク、エストニア、フェロー 諸島、フィンランド、フランス、ド イツ、ジブラルタル、ギリシャ、 ガーンジー、ハンガリー、アイ スランド、アイルランド、マン 島、イスラエル、イタリア、ジャ ージー、ラトビア、リヒテンシュ タイン、リトアニア、ルクセンブ ルク、マルタ、オランダ、ノルウ エー、ポーランド、ポルトガル、 ルーマニア、サンマリノ、スロ バキア共和国、スロベニア、南 アフリカ、スペイン、スウェーデ ン、ウガンダ、イギリス	アゼルバイジャン、バーレー ン、キプロス、ケニア、モーリシ ヤス、ナイジェリア、セーシェ ル、スイス、トルコ、アラブ首長 国連邦		

グローバルの取り組みの中で、日本においても日本版 CARF として 2025 年に法整備が完了しています。本ニュースレター発行時点である 2026 年 1 月には、既に実施されることになります。

項目	詳細
法の施行日	2026 年 1 月 1 日
暗号資産等取引	対象となる暗号資産等(資金決済法上の暗号資産、一定の電子決済手段、及び電子記録 移転有価証券表示権利等)の売買、交換、これらの媒介・取次、移転又は受け入れ
顧客による届出	報告暗号資産交換業者等の日本の営業所を通じて暗号資産等取引を行う者は、一定の事 項を記載した「届出書」を提出する義務があります
暗号資産交換業者による報告	報告暗号資産交換業者等は、届出書に基づき顧客の税務上の居住等を確認し、報告対象 契約について、所定の情報を、日本の税務当局宛に報告する義務があります 毎年 12 月 31 日を基準日として、翌年 4 月 30 日までに e-tax その他の電子的な方法によ り報告する必要があります(施行後最初の報告期限は 2027 年 4 月 30 日)
書類の保存	報告暗号資産交換業者等は、届出書の内容の確認手続きを含む一定の記録を、 暗号資産等取引の契約終了後 5 年間保存しなければなりません
顧客側の罰則	届出書を期限内に提出せず、又は偽りの届出を行った者(外国居住者に限る)は 6 月以下 の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処されます
暗号資産交換業者側の罰則	以下の場合、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処されます <ul style="list-style-type: none"> • 期限内に報告せず、又は偽りの報告を行った場合 • 税務当局の調査に対応しない場合、又は、情報を提供しない場合

日本版 CARF に於ける報告フローチャートは以下のとおりであり、特に、居住地国等に「異動」が生じた場合のモニタリング体制の確立等、今後とも様々な検討が必要となります。



*1 一定の場合には、新規届出書又は異動届出書を提出する者による法人番号確認書類の提示及び報告暗号資産交換業者等による法人番号の確認が必要

*2 一定の場合に、報告暗号資産交換業者等は、新規届出書又は異動届出書の提出者に対し、異動届出書の提出を要求し、又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行う必要がある

(令和7年6月付国税庁「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要」内の図を基に当法人作成)

以上の内容を十分にご理解いただき、報告スキームを構築し、適切な手続きを行うことが、法令遵守およびトラブル防止につながります。

また、今後実施される各国の制度(実務ガイドラインや Q&A 等を含みます)が日本版 CARF の運営に大きな影響を与える可能性があるため、各国の制度のモニタリングが重要である点もご留意ください。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

西田 宏之

PwC Global Network

Peter Brewin

Senior Partner,

Digital Assets Asia Lead, Global

Digital Assets Team

PwC Hong Kong

Artur Olszewski Director

Tax information reporting

PwC Netherlands

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.